

独立行政法人国立病院機構岩手病院面会運用規程

(目的)

第1条 本規程は、独立行政法人国立病院機構岩手病院（以下、当院という）の入院患者へ面会について必要な事項を定め、十分な安全確保・感染拡大防止対策・防犯対策に配慮しつつ、入院患者と家族との交流を図ることで患者の心身の安定に資することを目的とする。

(面会の運用について)

第2条 当院における入院患者への面会は下記に掲げる運用にて行うこととする。

面会について

1. 面会時間 11:00～16:00 ※詳細については各病棟に確認
2. 面会受付方法 1・2病棟は直接病棟へ、あすなろ病棟は療育指導室へ電話で受付
3. 面会受付時間 10:00～16:00
4. 1回の面会時間 30分以内
5. 面会可能人数 3名まで
6. 面会可能な方
 - ・発熱、呼吸器症状（咳、痰、咽頭痛など）、下痢等の症状のない方
 - ・インフルエンザ、COVID-19にかかっていない方
 - ・原則小学生以上の方
 - ・その他 急性感染症への罹患および、疑いのない方
7. 面会場所 病室内・デイルーム等
8. 面会の条件 面会者は面会時調査表を記入し、不織布マスクを装着・手指衛生（手指消毒、または手洗い）を行う。（患者自身のマスク装着も励行する）
9. その他 面会時は、他の入院患者との接触は避ける

(面会における留意事項について)

第3条 入院患者に面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

1. 他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
2. 病院が定める面会受付方法や面会時間・人数・指定された面会場所等を守ること。
3. 病院敷地内での飲酒・喫煙など、院内で禁止された行為を行わないこと。
4. その他、入院患者や職員に対して迷惑となる行為を行わないこと。

(面会の制限)

第4条 入院患者が感染症を発症、または、発症者と同室（濃厚接触者）であった場合。

1. 入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
2. 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

附則 本規程は令和8年6月1日より施行する。